

広島県告示第三百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八―八一

二 免許番号

内水共第二十三号、内水共第二十四号及び内水共第二十五号

三 変更の内容

第五条第一項中「遊漁料の額は、次のとおりとする。」を「遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額とする。」と改めること、表を次のように改める。

魚 種	漁 具、漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣, 竿釣 (ころがし, しゃくりを含む), たも網	1日 2,800 円 1年 11,000 円
	うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎ筒, はえなわ, つけ針 1日 1,000 円
ふ な	手釣, 竿釣, たも網	1年 2,900 円
こ い		
ま す	手釣, 竿釣	1年 3,000 円
もくずがに	かに籠	

附則として次の内容を追加する。「この規則は、平成27年1月1日から施行する。」